

令和8年4月8日

警報発令時の登校について

吉備中学校

※午前6時半に、有田川町（吉備金屋）に警報が発令されている場合、有田川町教育委員会から自宅で待機するようにとの旨の放送があります。正確にはテレビ・ラジオ・インターネットの情報をもとに、判断してください。

- 1 午前7時の時点で警報が発令されている場合
和歌山県有田川町（吉備金屋）に警報（大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪）のいずれかが発令されている時は、必ず自宅で待機してください。
7時に警報が発令されていれば、給食はありません。
- 2 午前7時から午前11時までの間に警報が解除された場合
有田川町教育委員会から警報解除の放送がありますので、昼食をすませ
て、午後1時までに登校してください。
なお、その日の時間割を全て準備してください。
- 3 午前11時の段階でまだ警報が解除されていない場合
この場合は臨時休校とします。
次の日の時間割を全て準備して登校してください。
- 4 登校途中の時間帯に警報が発令された場合
危険を避けて、安全第一で行動してください。
- 5 登校後、生徒が学校にいる時間帯に警報が発令された場合
状況を見て学校で判断します。
- 6 部分的に土砂崩れや洪水等で、通学路が危険な状態にあるとき
安全第一として、無理に登校しないでください。
なお、この場合は学校に連絡して下さい。
(電話 52-2059 fax 52-4955)